

別表（第2条関係）

区分	補助対象経費	補助率	事業実施主体		重要な変更	
			補助事業者	間接補助事業者	経費の配分の変更	事業の内容の変更
最適土地利用対策モデル支援事業	補助事業者が農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）実施要領に規定する次に掲げる事業に要する経費並びに農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構、地域協議会が農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）実施要領に規定する次に掲げる事業に要する経費について補助事業者が補助する場合における当該事業に要する経費		市町村	農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構、地域運営組織、地域協議会	補助対象経費ごとの配分された額の変更	1 補助金額の変更  事業費の3割以上の増減  2 事業実施主体又は事業実施期間の変更  3 事業の追加又は廃止
	1 最適土地利用総合事業  (1) 最適土地利用推進事業	①土地利用構想の概定、実証事業、土地利用構想の実現に必要な調査・計画に関する取組、省力化機械の導入  定額  補助額の上限は年標準額（1,000万円）に当該支援の事業年数を乗じた額とする。  ②粗放的利用体制整備  定額  ア 放牧：10,000円/10a  イ 蜜源等：10,000円/10a  ウ 緩衝帯整備：5,000円/10a  エ ビオトープ：5,000円/10a  オ 計画的な植林：5,000円/10a  （ただし、中山間地域等直接支払交付金の交付対象農用地は助成の対象外とする。）  ③農用地保全等推進員の措置  定額  （上限250万円）  (1)は原則2年以上とし、①及び③は5年間を上限、②は定着支援として3年間を上限とする。				
	(2) 最適土地利用整備事業	8/10以内  補助額の上限は年標準額（2,000万円）に当該支援の事業年数を乗じた額とする。  ①粗放的利用のための条件整備  ②農用地保全のための基盤整備  ③農用地保全のための農業環境整備  (2)は原則2年以上とし、5年間を上限とする。				